

主な取り組み一覧

1. 河川下水道対策の主な取り組み

1.1 河川対策

- 河川整備計画、社会基盤整備プログラムに基づいた整備。(明石川、赤根川、瀬戸川、伊川、櫛谷川など)

1.2 下水道対策

- 下水道の計画に基づいた整備。(神戸市公共下水道、明石市公共下水道)

1.3 河川、下水道の維持管理

- 護岸の修繕など

2. 流域対策の主な取り組み

2.1 調整池の設置及び保全

(1) 調整池の設置等

- 雨水の流出量が増加する面積1ha以上の開発行為の場合、重要調整池の設置を義務付け、指導する。〈県条例〉
- さらに神戸市は、開発面積が0.3ha以上で雨水の流出量が増加する場合、調整池の設置を指導。〈神戸市開発指導要綱〉

(2) 調整池の保全・活用

- 調整池の管理者は、調整池の雨水流出を抑制する機能を維持するため、適正な管理を実施する。〈県条例〉
- 既存の調整池については、所有者などの同意を得られた場合、「指定調整池」として指定する。〈県条例〉

2.2 土地等の雨水貯留浸透機能と貯水施設の雨水貯留量の確保

(1) 学校・公園

- 主に内水氾濫による被害軽減対策として、表面貯留、浸透マス、浸透性のある舗装など雨水の貯留浸透機能向上の取り組みを検討する。

(2) その他大規模施設

- 県営住宅整備事業において、駐車場地盤面の切り下げなどにより雨水の一時貯留を実施する。(明石長坂寺住宅など)

(3) 水田

- 集落内での合意形成を図ったうえで、田んぼの落水口に切欠きのある雨水貯留用セキ板を設置し、営農に支障のない範囲内において、激しい雨の時に水田貯留に努める。

(4) ため池

- ため池の水は貴重な農業用水であり、管理者の同意や協力が得られる場合、作付けなど営農に支障がない範囲内において、事前放流や池底の掘削等により、雨水の貯留容量確保に努める。

(5) 各戸貯留等

- 雨水貯留タンク等による各戸貯留の推進。(雨水貯留タンクの普及啓発など)

2.3 ポンプ施設との調整

- 堤防の決壊等が発生する恐れが生じている場合には、当該河川への排水を停止するなど、ポンプ施設の適切な操作を実施する。

2.4 遊水機能の維持、森林の整備及び保全

- 遊水機能が発揮されるような地形の保全に努める
- 第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画を推進し、土砂流出防止施設の設置、間伐の支援など森林の整備及び保全に努める。

3. 減災対策の主な取り組み

3.1 危険情報の発信

(1) 現況の情報

- 河川監視カメラ
- 河川水位情報
- 雨量観測情報

(2) 予測の情報

- 洪水予報(洪水注意報・警報)

3.2 情報発信のツール

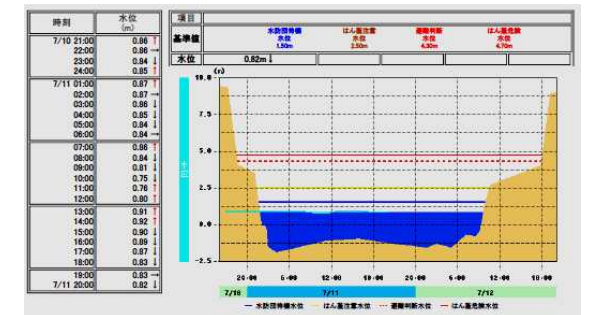
- 洪水ハザードマップ
- CGハザードマップ
- ひょうご防災ネット
- 防災行政無線、ケーブルテレビ
- 緊急速報メール

3.3 防災力向上

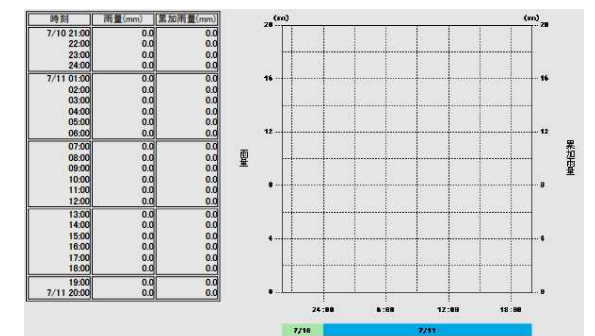
- 防災リーダーの育成
- 避難訓練、防災訓練の実施・支援
- 出前講座の開催
- フェニックス共催

3.4 その他

- 総合治水の普及啓発活動の一環として、学校カリキュラムと連携し、総合治水の模型製作や実験を実施する。(明石工業高等専門学校など)



河川水位情報



雨量観測情報



懸垂幕の掲示(兵庫県加古川総合庁舎)
総合治水推進週間(5/15~5/21)

